

## 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会職員の職務に専念する義務の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 正規職員及び嘱託職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ社会福祉法人千曲市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）の承認を得て、職務に専念をする義務を免除される。

- (1) 県等の地方公共団体の機関、学校その他公共的団体等の委嘱を受けて講演、講義等を行う場合
- (2) 職務に関連ある試験又は選考を受ける場合
- (3) 消防団員の活動に参加する場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が適当と認める場合

(免除される期間)

第3条 前条各号において、職務に専念する義務を免除される期間は、それぞれその都度会長が必要と認める期間とする。

(承認願の提出)

第4条 職務に専念する義務の免除の承認を受けようとする者は、職務専念義務免除承認願（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

(承認書の交付)

第5条 会長は、前条の承認願を受理し、承認したときは、職務専念義務免除承認書（様式第2号）を所属長を経て当該職員に交付する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号

職務専念義務免除承認願

年 月 日

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会長 様

所 属 \_\_\_\_\_

申請者 \_\_\_\_\_

下記のとおり職務に専念する義務の免除の承認をお願いします。

記

事 由	
申請期間	
場 所 等	
該 当 者	

様式第2号

## 職務専念義務免除承認書

年 月 日

所属長 様

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会長

下記のとおり職務に専念する義務の免除を承認します。

記

事由	
承認期間	
場所等	
該当者	

